

現場代理人及び技術者等の適正配置について

工事現場においては、建設業法（以下「法」という。）第26条により主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）の配置が必要となります。また、浜松市では建設工事請負契約約款により現場代理人の配置も必要としています。

建設業の許可要件としては法第7条第2号、法第15条第2号等において、建設業者は営業所ごと、許可を受けている建設業ごとに専任の営業所技術者を置くこととされています（特定建設業の許可を受けている場合は、特定営業所技術者）。

以下の内容は、現場代理人、技術者等に関する主な留意事項をまとめたものです。

現場代理人について

1. 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、受注者と雇用関係のある者を想定しています。

2. 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを建設工事請負契約約款にて規定しています。「常駐」とは現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

3. 現場代理人の常駐義務の緩和（現場代理人の兼務）

工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しません。

（1）他の建設工事の現場代理人との兼務を認める場合

次の要件を満たす場合は、各建設工事において同一の現場代理人の配置を3件まで認めるものとします。

- ① いずれも国、地方公共団体等が発注する建設工事であること。
- ② 当該工事現場と他の工事現場が同一区内又は直線距離20km以内であること。
- ③ 当該工事及び他の工事が、いずれも浜松市低入札価格取扱要領第7条の規定に基づく低入札価格調査を実施していないこと。

※請負代金額にかかわらず、上記に該当する場合は現場代理人の兼務を認めます。ただし、技術者等の専任義務が緩和されるものではありません。

※本市発注の工事と本市以外の発注機関の工事間で現場代理人を兼任しようとするときは、本市以外の発注機関の規定等により兼務が認められている場合に限りま。

※上記の条件を満たす場合にかかわらず、工事内容や工事における特殊性により兼務を認めない場合があります。

(2) 兼務の申請について

同一の現場代理人が他の建設工事の現場代理人を兼務しようとする場合は、監督員と十分調整し承認の上、「現場代理人の兼務届」を工事担当課へ提出してください。また、本市発注の工事を兼務する場合は、兼務届を各工事の監督員へそれぞれ提出してください。本市以外の発注機関の建設工事との兼務を申請する場合は、契約内容と現場代理人の配置が明らかとなる書類を追加で提出してください。（例：CORINSへの登録の写し又は契約書と工事着手届に相当する書類）

4. その他

(1) 受注者は、現場代理人の兼務が認められた場合、次に掲げる事項を遵守し、安全管理により一層配慮してください。

- ① 現場代理人は対象工事のいずれかに常駐すること。
- ② 現場代理人は発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとること。
- ③ 兼務を認める場合の手続に関し虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取り消すとともに、入札参加停止等の措置をとることがある。

(2) 次に掲げる場合で、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めたときは、現場代理人は工事現場における常駐を要しません。

- ① 工事着手日選択型の工事等において、現場代理人の配置を要しないとされた期間
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

※これらの場合、現場代理人が工事現場を離れる期間を明確にし、その間の現場の安全確保、緊急時の連絡体制などを工事打合せ記録簿等で明確にしてください。

技術者等について

1. 技術者等の配置について

法第26条第1項及び第2項により、建設工事を施工する場合には、技術者等を配置しなければなりません。また、請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合、技術者等は専任での配置が求められます。

2. 技術者等の専任配置の特例について

法第26条第3項ただし書により、次に掲げる要件に該当する場合は、技術者等は専任での配置を求めません。

(1) 国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」専任特例1号に該当する場合

法第26条第3項第1号により次の①～⑦すべてに該当する場合、兼務可能な工事は2件とし、⑥「人員の配置を示す計画書」の写しを工事担当課へ提出してください。

- ① 各建設工事の請負代金額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
- ② 建設工事の工事現場間の距離が、同一の技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が片道おおむね2時間以内であること。
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
- ④ 当該建設工事に置かれる技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
- ⑤ 当該工事現場の施工体制を技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- ⑥ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
- ⑦ 技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

※「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の技術者等が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、①～⑦の要件を満たすこと。

(2) 国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」専任特例2号に該当する場合

法第26条第3項第2号により「監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置し、次に掲げる①、②をすべて満たす場合には、監理技術者による専任を要する工事の兼務を2件まで認めるものとします。

① 監理技術者の兼務を認める工事

- (a) いずれも浜松市（上下水道部を含む）発注の工事であること。
- (b) いずれも予定価格（税込）が3億円以下の工事であること。
- (c) 兼務する工事現場までの移動時間が概ね2時間以内であること。
- (d) 当該工事又は兼務する工事が24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が不要な工事であること。
- (e) いずれも浜松市低入札価格取扱要領第7条の規定に基づく低入札価格調査を実施していないこと。

② 監理技術者の兼務を認める要件

- (a) 監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で配置すること。
- (b) 監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者であること。ただし、建設工事の種類が機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、(イ)に限る。
- (イ) 請け負った建設工事の種類に係る主任技術者の資格を有する者（法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）
- (イ) 請け負った建設工事の種類に係る監理技術者の資格を有する者。
- (c) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (d) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会い等の元請としての職務を適正に遂行できること。
- (e) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (f) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明すること。

③ その他

- (a) 工事担当課へ「監理技術者の兼務届」を提出すること。
- (b) 監理技術者は2件の現場を兼務することから、現場代理人との兼務は認めない。
- (c) 監理技術者補佐は同一工事に限り、現場代理人との兼務を認める。
- (d) 上記の条件を満たす場合であっても、兼務する工事が監理技術者としての職務を適正に遂行できないと発注者が判断した場合、兼務は認めない。

※同一の技術者等が技術者等の専任配置の特例(1)を活用した工事現場と同特例(2)を活用した工事現場を兼務することはできません。

(3) 2以上の工事を同一の主任技術者が兼務できる場合

建設業法施行令第27条第2項においては、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるとされており、以下の適用要件に該当する場合に兼務を認めることとします。この場合において同時に管理することができる工事は、専任が必要な工事を含む場合は2件までとします。ただし、この規定は専任の監理技術者については適用されません。

【適用要件】

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。

＜施工にあたり相互に調整を要する工事の例＞

- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事
- ・工事の相当の部分で同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する工事

(4) 2以上の工事を同一の技術者等が兼務できる場合

同一又は別々の発注者が同一の建設業者と締結する工事で、次の2つの適用要件をともに満たす場合、すべての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。兼務する場合は、工事担当課へ「監理技術者の兼務届」を提出してください。

【適用要件】

- ・契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ・それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること

この場合、そのすべてを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は特定建設業の許可が必要であり、工事現場には主任技術者に代えて監理技術者を設置しなければなりません。

また、これら複数工事に係る請負代金額の合計が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上となる場合は、技術者等は専任となります。（専任の特例(1)、(2)の場合を除く）

※前述(3)、(4)を活用して技術者等の兼務を希望する場合は、制限付一般競争入札（総合評価落札方式を含む）については一般競争入札参加資格確認申請書提出締切日まで、指名競争入札及び随意契約については入札執行日の前日までに入札担当課まで事前にご連絡ください。

3. 技術者等の資格要件

- (1) 次の入札・契約方法ごとの基準日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - ① 制限付一般競争入札 … 一般競争入札参加資格確認申請書提出日
 - ② 指名競争入札 … 入札執行日
 - ③ 随意契約 … 見積書提出日
- (2) 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。
 - ① 主任技術者の場合：法第7条第2号による
 - ② 監理技術者の場合：法第15条第2号による
- (3) 上記(2)とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

営業所技術者の取扱いについて

1. 営業所技術者とは

営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められています。

2. 技術者等との兼務について

以下の各建設工事について要件を満たす場合は、営業所技術者等は建設工事における技術者等の職務を兼務できます。ただし、専任配置の特例を活用する場合との併用はできません。

- (1) 技術者等を専任で配置する必要がある建設工事で、次の要件を満たす場合
 - ① 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
 - ② 兼ねる工事現場の数が1以下であること。
 - ③ 「技術者等について 2. 技術者等の専任配置の特例について」(1)①～⑦を満たしていること。
なお、同②について「建設工事の工事現場間」とあるのは「営業所と工事現場間」、「当該工事現場と他の建設工事現場」とあるのは「当該工事現場と営業所」と読み替える。
 - ④ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (2) 技術者等を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）で、次の要件を満たす場合
 - ① 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
 - ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が近接していること。
 - ③ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - ④ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 技術者等を専任で配置する必要がない建設工事で、上記(2)に該当しない場合

(1)の条件をすべて満たすこと。ただし「技術者等について 2. 技術者等の専任配置の特例について」(1)①は除く。

※(1)又は(3)により兼務する場合は、「人員の配置を示す計画書」の写しを工事担当課へ提出してください。

技術者等の変更について

技術者等の変更については、適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限とする必要があるとされています。一般的な交代の条件としては、技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられます。ただし、入札・契約手続きの公平性の観点から、総合評価落札方式による入札を行った工事については、原則として入札参加資格確認申請時等に提出した配置予定技術者と同等以上の資格を有し、かつ加算点の合計が同等以上となる技術者との交代を条件とします。

なお、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないように留意してください。いずれの場合であっても、技術者等の途中交代を行うことができる条件については、書面等により発注者と合意がなされた場合とします。

現場代理人及び技術者等の確認資料

1. 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

現場代理人及び技術者等について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため、次のいずれかの書類の写しを工事着手届と併せて提出し、監督員の確認を受けてください。

- (1) 監理技術者資格者証（表・裏）※所属業者が記載されていること。
- (2) 住民税特別徴収税額通知書
- (3) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- (4) 所属会社の雇用証明書 等

2. 技術者等の資格等を証明するもの

次のいずれかの資料を提出してください。

- (1) 監理技術者
監理技術者資格者証（表・裏）の写し ※監理技術者講習の修了履歴が確認できるもの
- (2) 主任技術者
 - ① 資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）
 - ② 実務経験が分かる経歴書
- (3) 監理技術者補佐
資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者）

※本通知のほか、国土交通省が定める「[監理技術者制度運用マニュアル](#)」を確認してください。